

## 指定管理者制

## 検討記録 4年間「空白」

## 川崎市立図書館 市教委公文書残さず

川崎市立図書館などに2025年度から導入される指定管理者制度を巡り、市教育委員会が原案をまとめる直前の約4年間が公文書記録のない「空白」となっていることが読売新聞の取材でわかった。11日の市議会本会議で一部施設の指定管理者が決まる見込みだが、検討経緯には不透明な部分がなお残っている。

導入経緯を問う本紙の情報公開請求に対し、市教委は、残っている最も古い関連文書として21年5月の庁内会議資料を開示。そこに

川崎市立図書館など2025年度から導入される指定管理者制度を巡り、市教育委員会が原案をまとめる直前の約4年間が公文書記録のない「空白」となっていることが読売新聞の取材でわかった。11日の市議会本会議で一部施設の指定管理者が決まる見込みだが、検討経緯には不透明な部分がなお残っている。

正式に採用された。一方、市教委は10年代にも同制度を検討しており、市への取材で入手した17年7月の文書には導入保留の方針が記されていた。これら2文書の間の時期に「保留」から「導入」に方針が変わったことになるが、市教委はこの約4年間に関連の公文書は「存在しない」と回答。担当者は「検討途中の文書は、不用にな

入には、日本図書館協会が否定的見解を示すなど、賛否両論がある。市教委が22年春に導入方針案を公表した後、市民から寄せられた約500件の意見はほとんどが導入反対だった。民間事業者が5年単位で運営を担う仕組みに対し、「サービスの質」や「公平性・中立性」「専門性」などを不安視する声が多く、「（検討）プロセスの公開を」と求める声もあった。

一方、同市の三宅隆介市議（無所属）によると、この間の検討過程については議会でも詳しい説明がなかったという。三宅市議は「文書がなく、政策を決める経緯が議会や市民から見えずブラックボックス化しているのは危険だ。文書主義の基本に立ち返り、公明正大な行政を進める必要がある」と指摘する。

11日の本会議では、高津図書館橋分館と、高津市民館など3市民館・分館の指定管理者が決まる見通し。

公立図書館への同制度導